

令和 8 年 8 月 20 日
名古屋木材健康保険組合

事業主様
事務担当者様

9月の「もっけん」たより

◎ 被扶養者の資格確認（被扶養者確認調書）について

当健康保険組合では、今年度も被扶養者資格及び保険給付の適正化を図ることを目的として、健康保険法施行規則第 50 条第 1 項の規定に基づき、被扶養者資格の確認調査を実施いたします。医療費の支払が高騰している昨今です。限りのある保険料財源の有効活用のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今年度は 10 月 20 日（火）発送、11 月 30 日（月）締め切りとさせていただきます。就職等に伴う異動届の削除もれ等がないか、今一度ご確認をお願いいたします。

※健康保険法施行規則第 50 条第 1 項（被保険者証の検認又は更新等）

保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

◎ インフルエンザ予防接種の補助事業について

今年度も集団接種（会場・巡回）方式または償還払い方式のどちらか一方の利用者に対して補助を実施いたします。集団接種の詳細につきましては今回同封しております「インフルエンザ予防接種」補助事業のご案内（申込期限は令和 8 年 9 月 18 日（金））をご覧ください。

なお、償還払い方式の案内は 9 月 18 日（金）発送予定の 8 月分保険料納入告知書に同封して送付いたします。

※接種に関してはあくまでも自己の判断にてお願いいたします。